



信用取引の保証金制度が 変わります！

－2013年1月から－

本制度改正における主な改正ポイント

- 1 返済注文が約定した信用取引の保証金は、
返済注文の約定時から他の信用取引に利用できる
- 2 反対売買による確定利益は、
反対売買の約定時から保証金に加算できる
- 3 追証解消の手段を複数整備

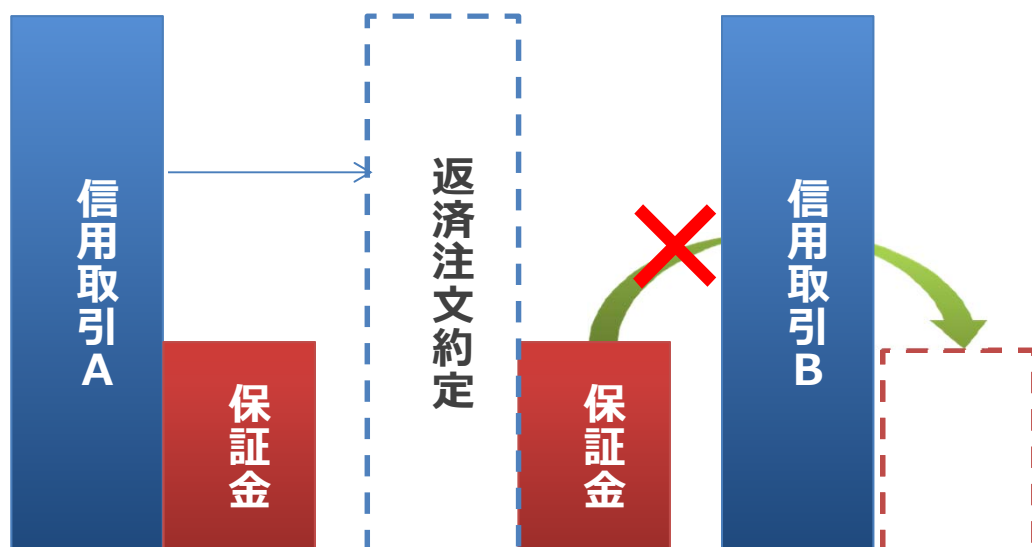
■ご注意■

本パンフレットでは制度改正ポイントを解説しています。実際の取引条件は証券会社によって異なる場合がありますので、事前にお取引の証券会社にご確認下さい。本パンフレットの著作権その他一切の権利は株式会社東京証券取引所に帰属します。本パンフレットの頒布、複製につきましては、委託保証金制度の見直しについて周知を図る目的に限って認めます。

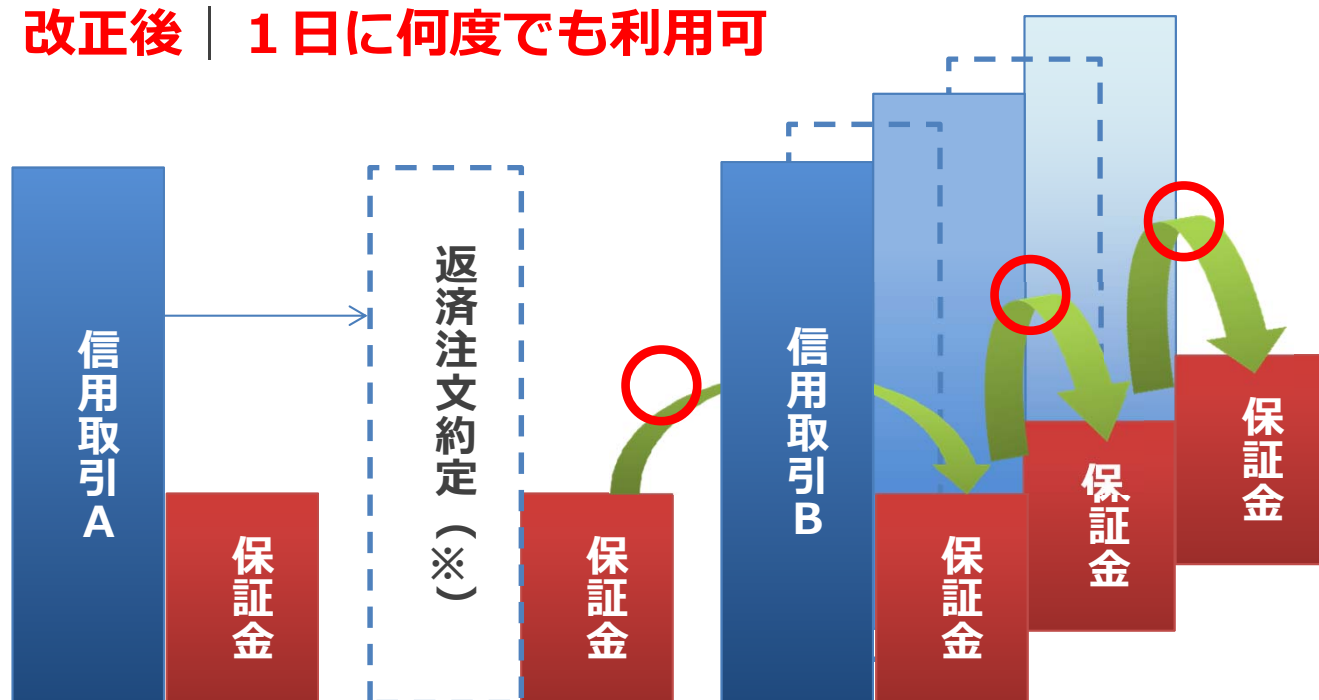
1

返済注文が約定した信用取引の保証金は、返済注文の約定時から他の信用取引に利用できる

現行 | 決済日まで拘束



改正後 | 1日に何度でも利用可

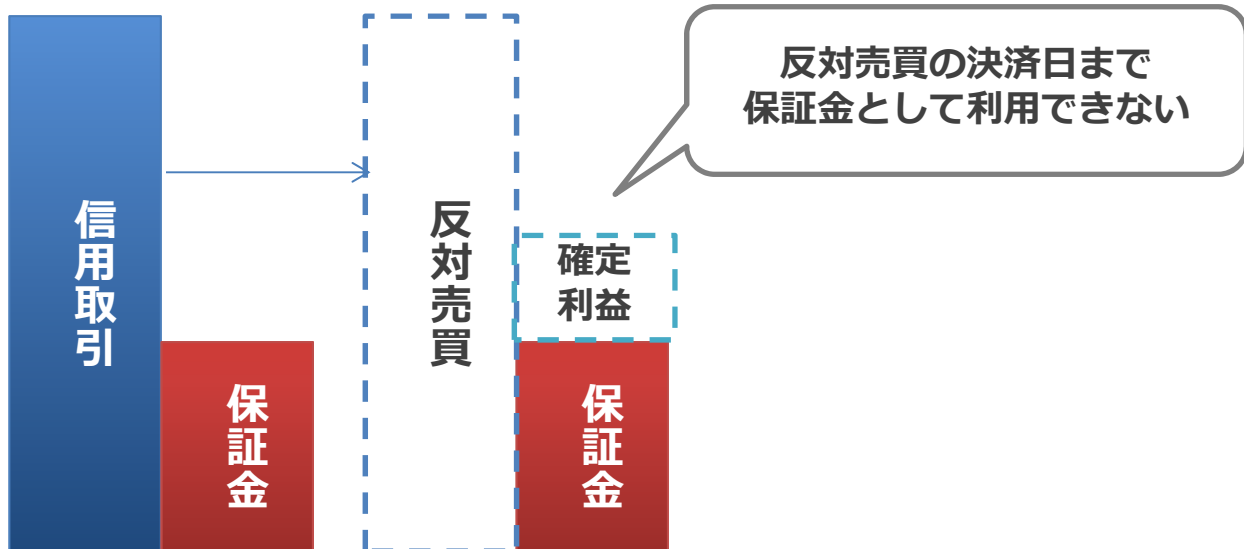


- 他の信用取引の保証金としての利用に限らず、保証金を引き出すことも可能です。
- 他の信用取引の保証金として利用する場合、銘柄や回数は問いません。
- ※ 返済注文の約定には、反対売買による返済注文の約定だけでなく、現引き・現渡しによる返済注文の約定も含まれますが、証券会社によって取扱いが異なる場合があります。

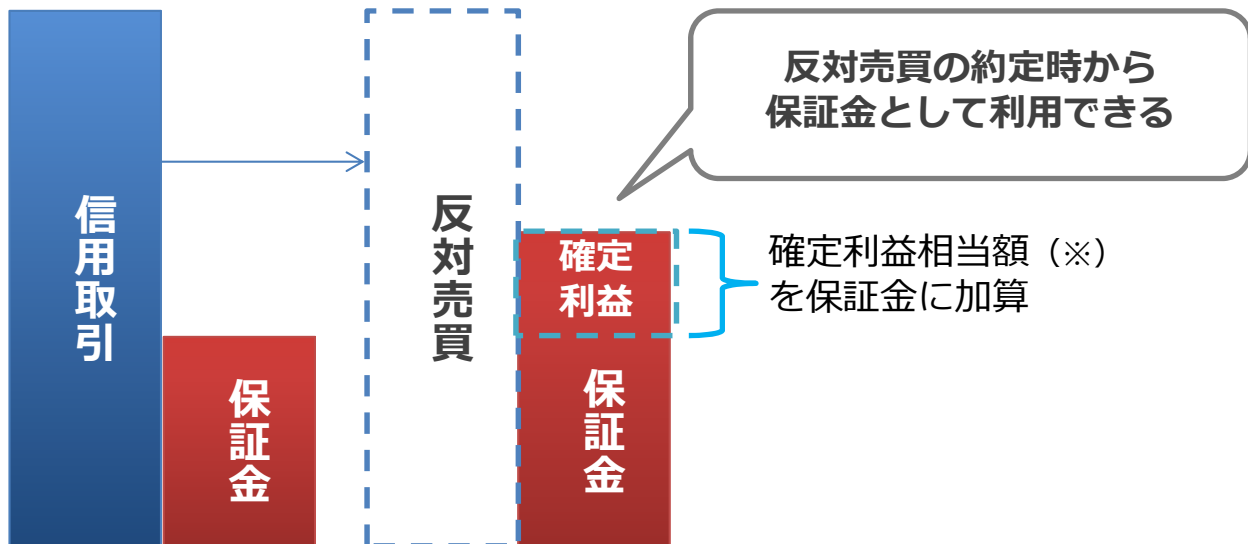
2

反対売買による確定利益は、 反対売買の約定時から保証金に加算できる

現行 | 確定利益は決済日になるまで利用不可



改正後 | 確定利益は即時に利用可

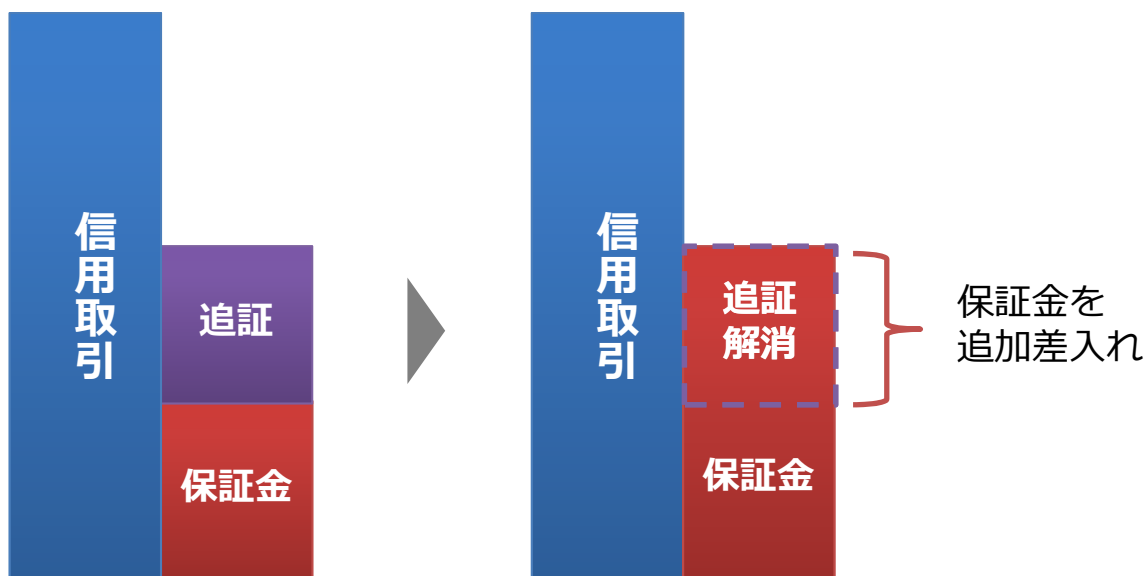


- 確定利益の額が大きい場合、保証金の評価額が保証金の預託額（保証金現金や代用有価証券の合計額）よりも大きくなる場合がありますが、引き出せる額は保証金預託額の範囲内です。
- ※ 証券会社によって取扱いが異なる場合があります。詳しくは各証券会社にてご確認ください。

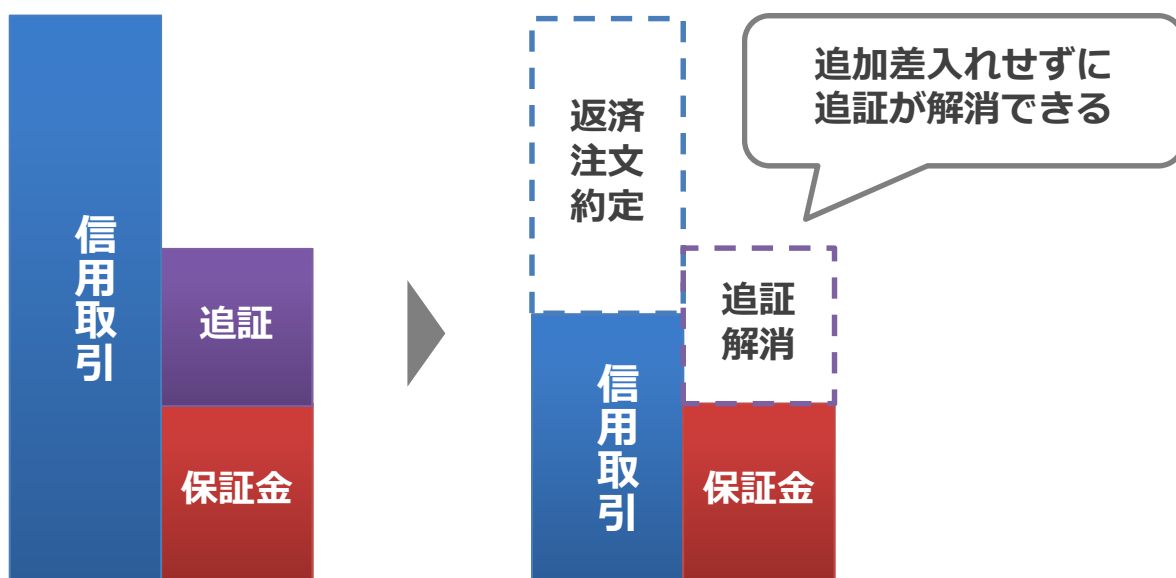
3

追証解消の手段を複数（※1）整備

現行 | 追証は保証金の追加差入れでのみ解消



改正後 | 縮小した信用取引額に応じて追証が解消（※2）



- 信用取引額を縮小した日から追証が解消します。
- 信用取引額の縮小とは、信用取引の一部又は全部を返済注文約定することを言います。

※1 信用取引額の縮小のほか「確定損金の差入れ」によっても追証が解消します。

※2 証券会社によって取扱いが異なります。詳しくは各証券会社にてご確認下さい。